

**第 9 回介護報酬改定検証・研究委員会（平成 27 年 9 月 14 日）
における主な議論と対応について
（議事の概要を事務局がとりまとめたもの）**

（1）看護小規模多機能型居宅介護の調査について ※ 資料 1 別紙 1

- 看護小規模多機能型居宅介護は、新規の事業所設立と遊休施設活用の両方があり、両方の経営状態を把握できるようにすべき。
- 「看護小規模多機能型居宅介護の位置付け」の選択肢については、具体的な役割を記載した方が良い。
- ヒアリングを行う際は、好事例の定義（考え方）も検討する必要がある。

（2）中山間地域等の調査 ※ 資料 1 別紙 2

- 事業者票に自由記載欄が多いので工夫をしたほうが良い。
- 市町村調査票については、今回の制度改正の趣旨を踏まえた回答が得られるよう選択肢を工夫すべき。
- 比較においては可能な限り、事業所の規模等の条件を揃えることが重要である。

（3）リハビリテーションと機能訓練の機能分化の調査 ※ 資料 1 別紙 3

- 「通所リハ等を終了した際」、「地域との交流活動」についての選択肢はより具体的な内容を聞くべき。
- 「リハビリテーションへの期待」に関して、どのような説明を受けたかの把握と併せて解析すべき。

（4）介護保険施設等における医療ニーズの調査 ※ 資料 1 別紙 4

- 「医療的ケア等の実施状況」の選択肢について再整理すべき（一部記載に誤り）。

（5）居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の実態調査 ※ 資料 1 別紙 5

- タイムスタディ調査の対象となる事業所は可能な限り調査結果の代表性が担保できるよう抽出方法には留意すべき。
- ケアマネジメントの質の向上に関連して、「同一職種、多職種による事例検討会」や「地域ケア会議への参加状況」を適切に把握できるように選択肢とすべき。

- 「参加意向」についての選択肢は適切な文言に変更した方が良い。また、利用者の意見と家族の意見は分けた方が良い。
- 「医療機関との連携」については、主治医が病院勤務か在宅医か分けて聞くべき。また、地域連携室や訪問看護師を介した連携の実態を把握できるような設問の工夫が必要。

(6) 介護保険サービスにおける認知症高齢者の調査 ※ 資料1別紙6

- 認知症と診断されている場合の診断名については、選択肢の修正が必要（「詳細不明の認知症」の追加、「血管性認知症」と診断した場合についてより解説的な選択肢を設定）。
- 「家族支援」に関する選択肢は他の選択肢と統一すべき。「パーソンセンタードのケア」の内容としての質問は、再度確認が必要。
- 「サービス開始の経緯」についての設問は、(5) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態調査で調査する方が良い。

((7) 介護保険サービスにおける質の評価に関する調査) ※ 資料1別紙7

※ 特になし。

(調査全般について)

- 調査結果については、調査発送時に明記する等、調査客体に知らせておくようにしてほしい。